

募集のご案内

令和2年6月

世田谷区立特定公共賃貸住宅
入居者の募集(ファミリー向け)

募集戸数：2戸

※ 单身の方はご応募できません。

申込書
配布期間

令和2年6月8日(月)～16日(火)

申込書
受付期間

令和2年6月8日(月)～19日(金)

申込方法

- ① 申込みは郵送のみで、6月19日(金)までに「世田谷区営住宅等窓口センター」に届いたものが有効です。
- ② 申請書の2か所に63円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、不足しているものは審査結果等の通知をしません。)
- ③ 定められた封筒に申請書を入れ、84円切手を貼り、必ず郵送してください。

世田谷区立特定公共賃貸住宅とは

「世田谷区立特定公共賃貸住宅」は区民の住宅ニーズに応えていくために、世田谷区が国および東京都の補助制度を活用して建設した公的な賃貸住宅です。

この住宅は、所得が一定の基準の範囲内にある中堅所得等のファミリーを
対象として賃貸する公的な住宅です。

なお、区立特定公共賃貸住宅募集の受付事務等は、「世田谷区営住宅等窓口センター」が取り扱います。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) 株東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター
〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2F 電話 03(6805)6523
6月8日(月)～19日(金) 午前8時30分～午後6時(土・日を除く)

(区営・区立住宅等の申請書の受付事務等は、株東急コミュニティー世田谷区営住宅等窓口センターが取り扱います。)



アタリ

募集する住宅

特定公共賃貸住宅

※ 単身の方はご応募できません。

申請区分番号	住宅名 所在地	部屋番号	建物構造	建設年度	間取り 専用面積	予定 使用料 (月額)	備考
1	玉川三丁目住宅	507	鉄筋コンクリート造 5階建	平成 13	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 65.4㎡	174,000円	6,000円
	玉川3-27-1						
2	上馬四丁目住宅	1号棟 101	鉄筋コンクリート造 6階建	平成 2	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 62.4㎡	134,400円	500円
	上馬4-37-1						

標準間取り図

これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

① 玉川三丁目住宅



② 上馬四丁目住宅



申込資格

申込みできる方は、申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内に、次の1～5のすべてにあてはまる必要があります。

1. 世田谷区内在住または在勤していること

- (1) 申込者本人が世田谷区に在住するか、あるいは在勤している成年者（20歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票または在勤証明書などで証明できる方。
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ① 「永住者（特別永住者を含む）及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2. 同居親族がいること（単身では申込みできません。）

申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内に、一緒に住んでいる親族（申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内に出生された方を含みます。）と申込みことが原則です（外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること）。

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込み場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ⑦ 婚約者（入居手続のときまでに入籍できること）。
 - ⑧ 申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。
 - ⑨ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。（血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。）ただし、入居しようとする世帯が高齢者世帯または心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とします。
- (2) 内縁関係の場合、申込書配布期間（令和2年6月8日～6月16日）以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込み場合は、法律上の配偶者がいないこと。
※資格審査時お互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。
- (4) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ⑦ 夫婦が別居する申込み（ただし、やむを得ない事情がある方はご相談ください）
 - ⑧ 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。※申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。
※出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。（ただし、出生した子の入居は可能です。）
※申込後、入居手続き日までに同居親族の死亡や婚約の解消などにより単身となった場合は、入居できません。

3. 世帯の所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が7ページの所得区分表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。

4. 現に自ら居住するための住宅を必要としていること

- (1) 入居する方に土地や建物の所有者がいる場合（共有特分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。）は原則として申込みができません。
- (2) 申込者および同居親族に、都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅（区民住宅・区立住宅等を含む。）・地域特別賃貸住宅または他の都民住宅の名義人がいる場合は原則として申込みができません。ただし、最低居住面積水準未滿（例：4人世帯で50㎡未滿、5人世帯で56㎡未滿）の住宅に居住している場合は申込みことができます。

5. 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

■入居にあたっての了解事項

- 1, 犬や猫等の動物は飼育することはできません。
- 2, 石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。
- 3, 住宅の敷地には、原則としてバイクの置き場はありません。
- 4, 自転車置場は、1世帯に1～2台分（住宅によって異なります）が設置されております。
- 5, 消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。
- 6, 消防法等による法定点検、維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
- 7, **住宅にかかる損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。**
- 8, 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないように、ルールやマナーをお守りください。
- 9, **建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者で行っていただきます。**
- 10, **自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。**
- 11, エントランス、階段、廊下、集会室（談話室）、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。また、専用使用部分であっても各住戸のベランダ（バルコニー）での喫煙はできません。

区立特定公共賃貸住宅から暴力団員を排除します !!

世田谷区は警視庁と連携して、区立特定公共賃貸住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

- 新規申込：申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。
- 同居許可：同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 使用承継：使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。
- 明渡請求：名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

■ 使用料・保証金・連帯保証人・共益費・駐車場使用料

1. 使用料

使用料は民間賃貸住宅の家賃に相当するもので、近傍の市場家賃を参考として設定しています。

入居後は、物価の動向、公租公課、近傍家賃の動向など経済事情等を勘案して、おおむね2年ごとに見直しをします。

2. 保証金・連帯保証人について

入居にあたり資格審査時までに連帯保証人を選任すること、または世田谷区と協定を結んだ保証会社と契約をすることが必要となります。

(1) 連帯保証人の資格、必要書類

※資格

- ① 日本国内に住所を有する成年者
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,896,000円（給与所得者の場合は、支払金額が2,968,000円）以上の方

※必要書類

- ① 印鑑登録証明書
- ② 所得を証明する書類

(2) 保証会社による債務保証（機関保証の利用について）

入居者の費用負担で保証会社による債務保証（機関保証）を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

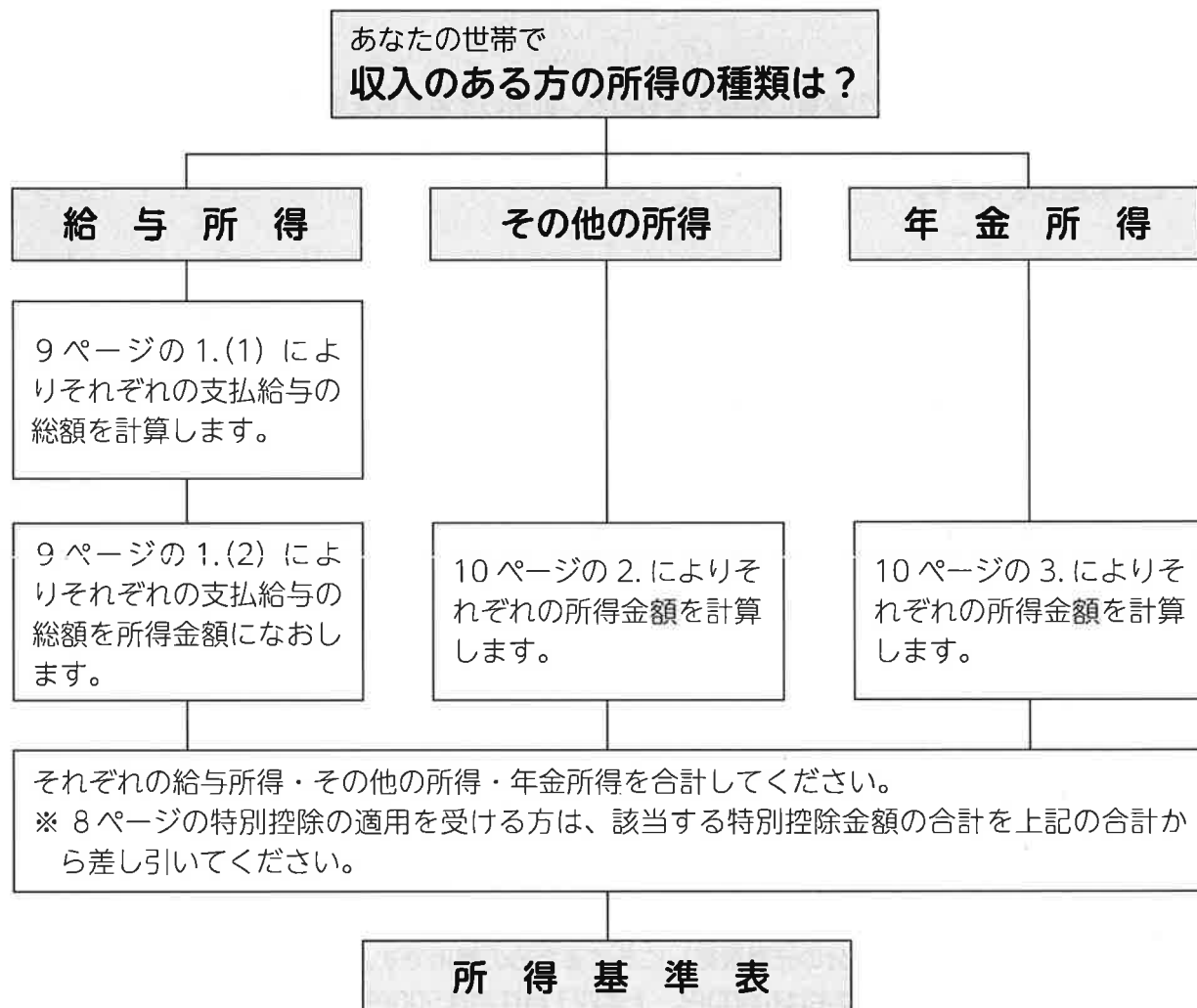
3. 共益費

住宅の維持管理（共用部分の光熱費等）にあてるための費用です。入居後、経済事情等を勘案して金額（共益費 玉川三丁目住宅は6,000円、上馬四丁目住宅は500円）を見直すことがあります。

4. 駐車場使用料

- (1) 駐車場は全戸分の台数は確保されておりません。空きがある場合は、申し込ただけです。2年ごとの更新時に申込者が多数となった場合は、抽選となります。
- (2) 駐車場使用料の額は玉川三丁目住宅は28,000円、上馬四丁目住宅は22,000円、使用開始後、経済事情等を勘案して見直すことがあります。

所得基準の見方



- 所得としないもの**
- (1) 次の収入は 0 円とし、所得としません。
- ① 仕送り
 - ② 増加恩給（これに併給される普通恩給を含む）
 - ③ 遺族および障害を支給事由とする年金
 - ④ 失業給付金
 - ⑤ 労災保険の各種給付金
 - ⑥ 生活扶助等の非課税所得、退職金等の一時的な所得
- (2) 過去に収入があっても、**申込日現在失業中の方は収入を 0 円とします。**

特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。8 ページの表を見て計算してください。

所得基準表

(単位：円)

家族数	所得金額
2 人	2,276,000 ～ 6,224,000
3 人	2,656,000 ～ 6,604,000
4 人	3,036,000 ～ 6,984,000
5 人	3,416,000 ～ 7,364,000
6 人	3,796,000 ～ 7,744,000

(1) あなたの世帯の所得金額の合計は？

- ① 給与所得は、9 ページの「1. (1)・(2)」で支払給与の総額を所得金額になおしてください。
(⑨源泉徴収票の給与所得控除後の金額と異なる場合がありますので、かならず計算してください。)
- ② その他の所得は、10 ページの「2」で所得金額の計算をしてください。
- ③ 公的年金等は 10 ページの「3」で収入金額の合計を所得金額になおしてください。
- ④ 上記①～③で計算した所得金額を合計してください。

※ 8 ページの特別控除の適用を受ける方は、該当する特別控除金額の ……

円

合計を①～③の合計から差し引いてください。

また、特別控除の適用を受けることができて、差し引くことで上記所得基準の金額に達しない場合は、差し引く前の金額を所得金額とします。

(2) あなたの世帯の家族数は？

$$\boxed{\text{家族数}} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族数}} + \boxed{\text{同居はしないが、申込みのとき収入のある人の所得税法上の扶養親族数}} \dots\dots \boxed{\text{人}}$$

⑨ 給与所得者が支払給与の総額を所得金額になおさず所得基準表に適用して、失格になった例が多くあります。所得基準表を適用するときは、所得金額になおしてから適用してください。

※ 出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、同居または扶養親族となりません。

※ 家族数が6人を超える場合は、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。

特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
㉞老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	①の特別障害者控除を受ける人は、⑦の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉟特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません）で16歳以上23歳未満の人	
㊱障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	
㊲特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む） 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

申込者・同居親族が対象です。ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人
㊳寡婦控除	27万円	申込者本人または同居親族で、夫と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない女性、または夫の生死が明らかでない女性で、次の1・2のいずれかにあてはまる女性 1 扶養親族または生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有する女性 2 年間所得金額が500万円以下の女性（1.の「扶養親族・子」のいない人もあてはまりますが、離婚した場合は除きます）
㊴寡夫控除	27万円	申込者本人または同居親族で、妻と死別もしくは離婚し、その後婚姻をしていない男性、または妻の生死が明らかでない男性で、次にあてはまる男性 1 生計を一にする子（年間所得金額38万円以下であること）を有し、かつ、年間所得金額が500万円以下の男性

公営住宅法施行令改正により、児童扶養手当を受給している非婚の母または父について、寡婦（寡夫）控除（27万円）の対象になりました。

※表中の16歳以上23歳未満の人とは平成9年6月10日～平成16年6月17日生まれの人

※表中の65歳以上の人とは昭和30年6月17日以前生まれの人

※表中の70歳以上の人とは昭和25年6月17日以前生まれの人

所得額の計算方法

支払給与の総額とは

給料、賃金、ボーナスなどの総収入です。例えば、会社員・店員・日雇労働者・パート・事業専従者などの収入をいいます。

給与所得でいう支払給与の総額（総収入金額）とは給与所得控除をする前のもので、ボーナス、残業手当などすべてを含んだ金額です。

ただし、通勤手当（非課税分）などの非課税所得、および一時的な所得は含みません。

1. 給与所得の計算

(1) 支払給与の総額の計算

ー 給与所得者（会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者など）ー

現在の勤務先に就職したのはいつですか。	支払給与の総額の計算 (ボーナスは実際に受給したものを計算してください)
① 平成31年1月1日以前	平成31年中の支払給与の総額（税金、社会保険料等を差し引かない金額） ※ただし、31年中に病気などで休職し1カ月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で年収推定金額を算出してください。 $\frac{\text{年収} - (\text{ボーナス})}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$
② 平成31年1月2日～ 令和元年6月1日	令和元年6月1日から令和2年5月31日までの間に得た給与の合計金額（税金、社会保険料等を差し引かない金額） ※ただし、病気などで休職し1カ月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で年収推定金額を算出してください。 $\frac{(\text{元年6月} \sim \text{2年5月の収入}) - (\text{ボーナス})}{\text{収入のあった月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$
③ 令和元年6月2日以降	次の方法で年収推定金額を算出してください。 $\frac{\text{就職月から2年5月までの収入} - (\text{ボーナス})}{\text{就職月から2年5月まで働いた月数}} \times 12 + (\text{ボーナス})$ ※就職日が月の途中で、その月の収入が1カ月分に満たない時は、翌月から計算してください。2年6月就職などで実際に給料等を受給していない方は、固定給を12倍してください。 固定給とは、基本給、家族手当、住宅手当などの固定的性格をもつものをいいます。残業手当等の変動的給与で実際に支給されなければわからないものは含みません。

※アルバイト、パートなどの勤務を常態とし、勤務先が一定せず期間も短期的、断続的である場合は、平成31年中の支払給与の総額を収入額とします。なお、申込時のみの一時的、短期的なアルバイト、パート収入で今後収入がない見込みの場合は収入額としません。

(2) 支払給与の総額を所得金額になおす計算

(単位：円)

支払給与の総額	所得金額になおす計算式
1～ 650,999	0となります。
651,000～1,618,999	支払給与の総額－650,000
1,619,000～1,619,999	969,000となります。
1,620,000～1,621,999	970,000となります。
1,622,000～1,623,999	972,000となります。
1,624,000～1,627,999	974,000となります。
1,628,000～1,799,999	右の I. により算出した金額×0.6
1,800,000～3,599,999	右の I. により算出した金額×0.7－180,000
3,600,000～6,599,999	右の I. により算出した金額×0.8－540,000
6,600,000～9,999,999	支払給与の総額×0.9－1,200,000
10,000,000以上	支払給与の総額×0.95－1,700,000

【計算の方法】

I, 1,628,000～6,599,999円までの収入については、4,000円単位で端数整理します。

[例] 支払給与の総額が4,859,736円の場合

(i) 支払給与の総額を4,000で割ります。

$$4,859,736 \div 4,000 = 1,214.934$$

(ii) この計算結果の小数点以下を切り捨て、4,000を掛けます。

$$1,214 \times 4,000 = 4,856,000$$

II. 6,600,000円以上の収入については、左表により算出した金額となります。なお、1円未満の端数があった場合は、切り捨ててください。

※1の①に該当して休職期間のない方の『支払給与』は、源泉徴収票の『支払金額』です。

— その他の所得とは —

事業所得、利子所得、配当所得、雑所得（公的年金を除く。下段参照）などの所得をいいます。例えば、自営業・サービス業・外交員などの所得をいいます。

これらの職業で税の申告をされている方は、所得金額を十分に確かめてください。ただし、非課税所得および一時的な所得は含みません。

2. その他の所得金額の計算

— その他の所得者（自営業、サービス業、外交員など） —

現在の仕事を始めたのはいつですか。	所得金額の計算
① 平成31年1月1日以前	平成31年中の所得金額（売上げ等から必要経費等を差し引いた金額） ※ただし、31年中に病気などで休職し、1カ月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で所得推定金額を算出してください。 $\frac{\text{平成31年中の所得金額}}{\text{営業した月数}} \times 12$
② 平成31年1月2日～ 令和元年6月1日	令和元年6月1日から令和2年5月31日までに得た所得の合計金額（売上げ等から必要経費等を差し引いた金額） ※ただし、病気などで休業し、1カ月以上収入のなかった月がある場合は、次の方法で所得推定金額を算出してください。 $\frac{\text{元年6月～2年5月の所得金額}}{\text{営業した月数}} \times 12$
③ 令和元年6月2日以降	次の方法で所得推定金額（売上げ等から必要経費等を差し引いた金額）を算出してください。 $\frac{\text{開業日から2年5月までの所得金額}}{\text{開業日から2年5月までの営業月数}} \times 12$

※2の①に該当して休業期間がなく、『所得税の確定申告書B』を提出した方の所得金額は、確定申告書第一表⑨（⑩は差し引く）の金額です（11ページをご覧ください）。

3. 年金所得の計算（公的年金等に係る雑所得）

（単位：円）

本人の年齢	平成31年中の公的年金等の収入金額の合計金額	所得金額の計算式
65歳以上 昭和30年6月17日 以前に生まれた方	1～1,200,000	0となります。
	1,200,001～3,299,999	年金の金額－1,200,000
	3,300,000～4,099,999	年金の金額×0.75－375,000
	4,100,000～7,699,999	年金の金額×0.85－785,000
65歳未満 昭和30年6月18日 以降に生まれた方	7,700,000以上	年金の金額×0.95－1,550,000
	1～700,000	0となります。
	700,001～1,299,999	年金の金額－700,000
	1,300,000～4,099,999	年金の金額×0.75－375,000
	4,100,000～7,699,999	年金の金額×0.85－785,000
	7,700,000以上	年金の金額×0.95－1,555,000

【計算例】 昭和30年6月17日以前に生まれた方で「公的年金等の収入金額の合計金額」が2,854,329円の場合は、公的年金等に係る雑所得の金額は2,854,329円－1,200,000円＝1,654,329円となります。なお、1円未満の端数は切り捨ててください。

参考

所得基準表を見るにあたっては、以下の点をご参考にしてください。

1. 源泉徴収票の見方

【平成 31 年 1 月 1 日以前から同じ勤務先に勤務している給与所得者の場合】

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票												
支払 会 受 け る 者	住所又は居所	世田谷区世田谷4-21-27-101 東京荘										
氏名		セタガヤ タロウ 世田谷 太郎										
職 別	支 払 金 額	給 与 所 得 控 除 後 の 金 額	所得控除の合計額									
	① 6,000,000	② 4,269,000										
控除対象労働者の 氏名等	配偶者特別 控除の額	控除対象扶養親族の 数 (配偶者を除く)	障害者の 数 (本人を除く)	社会保険料 等の金額	生命保険料 の控除額	地震保険料 の控除額	住宅借入金等 特別控除の額					
<small>(備考) 任意加入金等特別控除の金額</small> 円 <small>正味の生計維持費の金額</small> 円 <small>扶養親族の合計所得</small> 円 <small>配偶者特別控除の金額</small> 円 <small>障害者特別控除の金額</small> 円 <small>社会保険料等の金額</small> 円 <small>生命保険料の控除額</small> 円 <small>地震保険料の控除額</small> 円 <small>住宅借入金等特別控除の金額</small> 円												
氏名	住所(居所) 又は所在地	氏名又は名称										

左票の①の金額を 9 ページの「1. (2)」の所得になおす計算式に当てはめて、所得金額を算出してください。

※算出した所得金額と左票の②の金額が一致しないことがありますので、必ず計算してください。

2. 所得税確定申告書の見方

【平成 31 年 1 月 1 日以前から同じ仕事で、所得税の確定申告をしている方の場合】

		(単位は円)	
収入 金額 等	事業等	②	5837425
	農業	①	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	公的年金等	⑧	
	その他	⑨	
	総合課税	⑩	
所得 金額	事業等	①	3186000
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税・一時	⑧	
	合計	⑨	3186000

1. 事業所得者で「所得税の確定申告 B」を提出されている方の所得は、左表の合計⑨（⑩は差し引く）の金額です。
2. 事業所得者で、妻や子供等を事業専従者としている場合、専従者の収入は給与収入になりますので、9 ページの「1. (2)」の所得金額になおす計算式で算出した事業専従者の所得金額と左表の⑨（⑩は差し引く）の金額を合算してください。

世田谷区立特定公共賃貸住宅

使用申請書の書き方 (太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。)

申請区分番号を1つ記入してください。記入もれがあると、無効となります。

必ず記入してください。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする親族・婚約者も含む)を書いてください。
 ※ここに書かれた方以外は入居できません。(出生を除く)
 ※長男・長女と書かずにすべて「子」となります。

職業をはっきり、具体的に書いてください。パート、アルバイトの方も必ず記入してください。(会社員、公務員、○○外交員、サービス業、大工、パート、アルバイト、事業専従者、日雇労働者、小学1年生、中学3年生、無職など)

8ページの特別控除にあてはまる人がいれば、必ず記入してください。心身障害者の場合には氏名のほかに障害の程度(○種○級又は判定○度)も記入してください。

9～10ページで計算した所得額を記入します。給与所得者は、支払給与の総額と所得の両方を記入してください。その他の所得者は、所得だけを記入してください。また、合算する場合は、合計額も記入してください。8ページの特別控除の適用を受ける方は控除後の所得を記入してください。

第1号様式の(1) (第6条関係)

世田谷区立特定公共賃貸住宅使用申請書

重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格になります。

令和2年6月10日

世田谷区長あて

※太線枠内を必ず記入すること。
 ※消せるボールペンでの記入は不可。

申請区分番号	1	抽選番号	
--------	---	------	--

郵便番号	〒154-0017	居住年数	43年	自宅電話	(03)5432-1111
現住所	世田谷区世田谷4-21-27-101 (東京方)				
フリガナ	セタガヤ タロウ	生年月日	昭和47年 5月 17日 (満48歳)		
氏名	世田谷太郎				

私は、世田谷区立特定公共賃貸住宅を使用したいので、申請します。
 なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。
 また、承認の上は、申請者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

世帯(親族)の構成(住宅に入ろうとする家族)						
フリガナ氏名	続柄	生年月日(満年齢)	職業	年取額 支払給与の総額	所得	勤務先名(現在働いている職場)又は学校などの所在地および名称
セタガヤ タロウ 世田谷太郎	申請者本人	大昭和47年5月17日 48歳	会社員	6,000,000円	4,260,000円	所在地 世田谷区北沢2-2-18 名称 (株)世田谷商事 就職または開業日 昭和63年4月1日 電話 (03)544-073304
ハナコ 花子	妻	大昭和52年10月2日 49歳	無職			所在地 名称 就職または開業日 電話 ()
イチロウ 一郎	子	大昭和15年5月20日 17歳	高校生			所在地 名称 就職または開業日 電話 ()
ジロウ 次郎	子	大昭和20年9月3日 12歳	小学生			所在地 名称 就職または開業日 電話 ()
		大昭和平合 ()歳				所在地 名称 就職または開業日 電話 ()
		大昭和平合 ()歳				所在地 名称 就職または開業日 電話 ()
計 4名					所得の合計額 4,260,000円	入居しないが、申請者又は同居親族の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養) 0人

※記入の内容が、申込資格を満たさない場合は失格となりますのでご注意ください。
 あなたの世帯で特別控除を受ける人がいる場合には、次に記入してください(障害者については障害の程度も記入してください)。

氏名	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡婦(夫)	障害者又は特別障害者	障害の程度
		世田谷太郎			種 級 度
					種 級 度
					種 級 度

切手を貼っていないもの、不足しているものは抽選番号等の通知をしません。抽選番号・抽選結果の電話等による照会をご遠慮願います。

■申込み上の注意

- 申込書は、1世帯で1通しか提出できません。もし、1世帯で申込者名を変えるなどして2通以上出していた場合、または1人が2世帯以上の構成員となっていた場合には、すべての申込書が無効となりますので、ご注意ください。
- 婚約者と申込む場合は、入居までに婚姻を証明する書類の提出がない場合は失格となります。また、申込後の婚約者の変更も失格となります。
- 申込み後の家族の増減変更は、出生、死亡以外は認められません。死亡の場合で入居者が一人となった場合、また、申込者自身がなくなられた場合、失格となります。
- 申込内容が虚偽であることが判明したときは、当選後でも失格となります。また、申込み後に内容の訂正および変更することはできません。
- 日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。
- パートナーとして認めている同性者と申込む場合は、資格審査時に互いにパートナーとして認めている旨の申述書の提出がない場合は失格となります。また、申込後の同性者の変更も失格となります。

郵便はがき

①必ず貼って
ください

63円切手

1540017

東京都世田谷区
住所 世田谷4-21-27-101 藤 様方 ㊦

氏名 世田谷太郎 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 川賀薬局ビル2F
朝東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 1

抽選番号 番

No2 太線内を書いてください。

②必ず貼って
ください

63円切手

1540017

東京都世田谷区
住所 世田谷4-21-27-101 藤 様方 ㊦

氏名 世田谷太郎 様

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 川賀薬局ビル2F
朝東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター
☎03-6805-6523

申請区分番号 1

抽選番号 番

No3 太線内を書いてください。

③外側にして折ってください(切りはなさないこと)

④外側にして折ってください(切りはなさないこと)

申請書整理票

太線内を書いてください。

左の四角の中に氏名のフリガナの最初の二文字を書き入れてください。
たとえば 世田谷 花子 なら セ タ と書いてください。

フリガナ	セ タ	タロウ	申請者の勤務先名、所在地(現在働いている職場)
氏名	世田谷 太郎	名 姓 (株)世田谷商事	電話番号 03 6407-3304
住所	世田谷区 世田谷 4-21-27-101 東京荘	所在地	世田谷区 北沢 2-8-18

登録番号

この欄は記入しないでください

申請区分番号 1

住宅名

住宅に入ろうとする家族	フリガナ					氏名	続柄	満年齢	職業	現住所
	氏	フリガナ	名	フリガナ	姓					
1	セ	タ	太郎	世田谷	太郎	申請者本人	45歳	有無学	世田谷	世田谷区 北沢
2	ハ	ナ	花子	世田谷	花子	妻	43歳	有無学	世田谷	世田谷区 北沢
3	イ	チ	一郎	世田谷	一郎	子	17歳	有無学	世田谷	世田谷区 北沢
計 4 名										

No4

勤務先の名称は、パート、アルバイトの方も必ず記入してください。年金・恩給を受けている方はその種類を記入してください。

申込者本人以外で住宅に入ろうとする家族全員（現在は別居しているが、住宅と一緒に入ろうとする扶養親族・婚約者も含む）を書いてください。
※ここに書かれた方以外は入居できません。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

個人情報取扱いについて

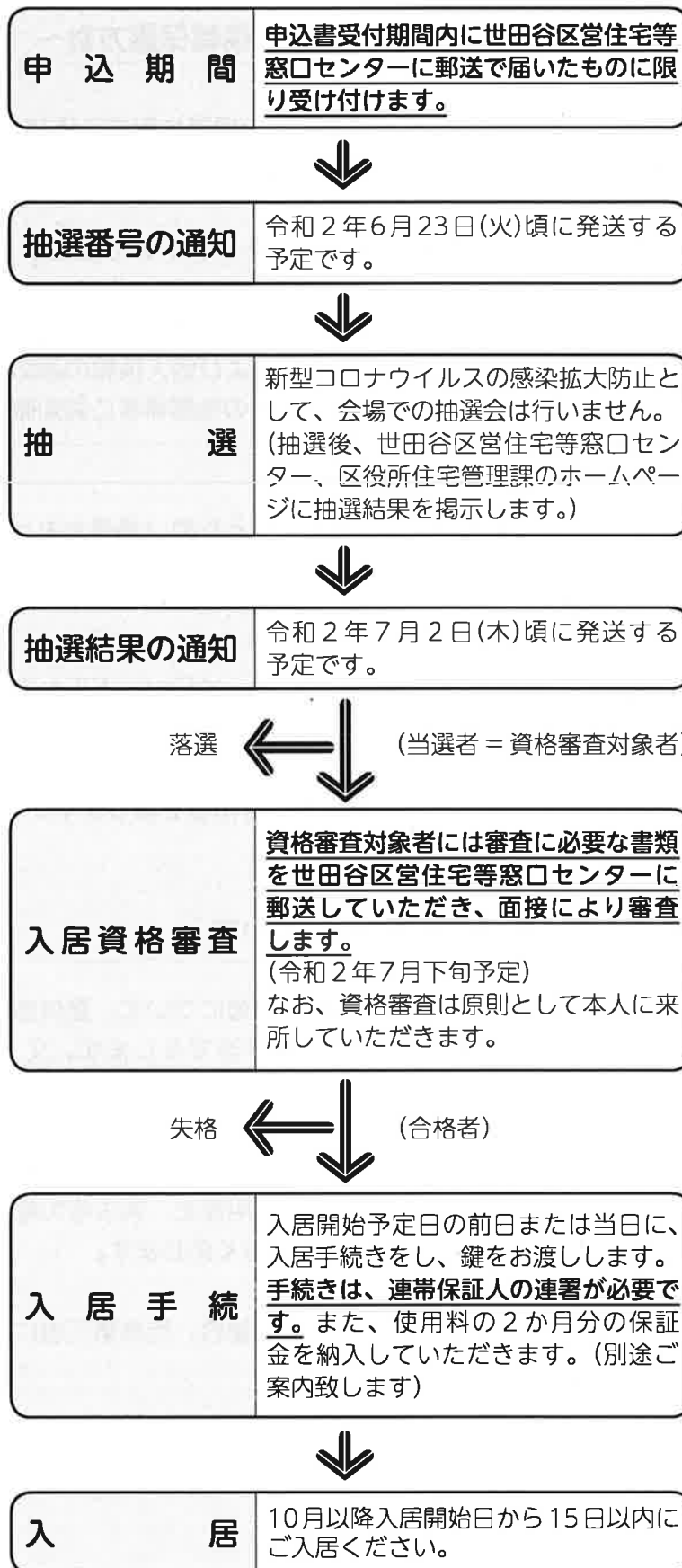
世田谷区営住宅等窓口センター プライバシーポリシー ～個人情報保護方針～

1. 当窓口センターは、業務上の個人情報の取り扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」はもとより、個人情報の保護に関連するその他の法令、指針、その他の規範を遵守いたします。
2. 当窓口センターは、この宣言を実行するための個人情報保護マネジメントシステムを確立し、継続的に改善・維持してまいります。
3. 当窓口センターは、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善および個人情報の適切な保護のために、「個人情報保護に関する規程」を定め、当社従業員、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
4. 当窓口センターは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、「情報セキュリティに関する規程」を定め、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じ、是正してまいります。
5. 当窓口センターは、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により取得しないことはもちろん、個人情報の主体であるお客様等から、利用目的を明確にした上で、原則として同意をとり、当社インターネットホームページに必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。また、目的外の利用をしないために適切な措置を講じます。

個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項について

6. 当窓口センターは、個人情報を間接的に取得する場合、取得する個人情報について、提供者がお客様から適正に取得したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをします。又、当社インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。
7. 当窓口センターは、お客様が自己の個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、お客様からのこれらの要求に対して遅滞なく応じます。
8. 当窓口センターは、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者について調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

■ 申込から入居まで



(注) 入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

― 申込み後、住所の変わる方へ ―

- 抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- 審査対象者および補欠者となられた方は、ハガキに ① 募集時期 ② 申請区分番号 ③ 抽選番号 ④ 旧住所 ⑤ 新住所 ⑥ 申込者名を記入して、

〒158-0097
世田谷区用賀 4-13-3
用賀薬局ビル2階
㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

― 補欠者の繰上げ ―

資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順位に従って繰り上げ、資格審査を行います。
なお、繰上げとならなかった方への連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居が完了した時点で、その効力を失います。

㈱東急コミュニティー
世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3
用賀薬局ビル2階
電話 03(6805)6523

ホームページアドレス:
<http://setagayakueijutaku.jp/>



古紙配合率70%再生紙を使用しています